二　令第十六条の七第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面
三　その他参考となるべき事項を記載した書面

3　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　［略］

二　当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4・5　［略］

6　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　［略］

二　当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（休日の承認等） **第百二十八条**　令第十二条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事務所は、次に掲げるものとする。 一　主たる事務所 二　災害その他の事象が発生した場合における金庫の危機管理に関する事務その他の金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。） 2　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。） イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 ロ　当該承認の申請又は届出に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。 二　令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 三　その他参考となるべき事項を記載した書面	（休日の承認の申請等） **第百二十八条**　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書 二　令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面
3・4　［略］	2・3　［同上］

改正後	改正前
2　［同上］	
一　［同上］	
二　当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。	
3・4　［同上］	
5　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	
一　［同上］	
二　当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	